

令和3年度工事更改契約調(4月分)

建設総務課 No 1

担当課	年 度	当初契約日	工 事 名	契 約 者 名	変更前設計金額	変更前請負代金額	変更後請負代金額	変更前工期	変更後工期	増減率	変更契約した理由
	工事番号	変更契約日			変更後設計金額		増 減 額				
公建築	令和 1 年度	R2.2.28	和歌山市消防活動センター機械設備工事	(株)小向商会	147,840,000	132,552,200	140,800,000	R2.2.29		6.22%	別紙のとおり
	第 243 号	R3.4.28			157,113,000		8,247,800	R3.5.14			
住宅2	令和 2 年度	R2.10.1	高千穂団地解体撤去工事	(株)藤本水道	92,169,000	84,179,321	86,218,000	R2.10.2		2.42%	別紙のとおり
	第 79 号	R3.4.13			94,402,000		2,038,679	R3.5.14			
道建設	令和 2 年度	R2.12.15	今福神前線道路改築工事	(有)ユカワ開発	4,295,500	4,290,000	4,314,200	R2.12.16		0.56%	別紙のとおり
	第 138 号	R3.4.22			4,320,800		24,200	R3.4.29			
公建築	令和 2 年度	R3.1.20	有功分団防災倉庫新設工事	アズマハウス(株)	12,551,000	11,438,900	12,584,000	R3.1.21		10.01%	別紙のとおり
	第 158 号	R3.4.7			13,816,000		1,145,100	R3.5.20			
河川	令和 2 年度	R2.12.17	前代川護岸改修関連工事その5	坂田建設(有)	6,729,800	5,997,200	6,410,800	R2.12.18		6.90%	別紙のとおり
	第 176 号	R3.4.28			7,194,000		413,600	R3.5.16			

年 度	令和元年度
工 事 番 号	第19000243号
工 事 名	和歌山市消防活動センター機械設備工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	機械設備工事・・・一式 昇降機設備工事・・・一式
変 更 の 理 由	浄化槽を設置する箇所について、礫が多数混じっており、掘削部が崩壊する恐れがあるため、土留矢板を設けることによる増工。

年 度	令和2年度
工 事 番 号	第20000079号
工 事 名	高千穂団地解体撤去工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>■高千穂団地解体撤去工事〈概要〉 1号棟(20戸)延床面積:1742㎡ 2号棟(20戸)延床面積:1742㎡ 構造/階数:鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上5階建 附属建物:集会所、ポンプ室・物置、ゴミ置場、駐輪場、受水槽</p> <ul style="list-style-type: none">・住戸棟解体撤去工事 . . .一式・電気設備解体撤去工事 . . .一式・機械設備解体撤去工事 . . .一式・集会所解体撤去工事 . . .一式・附属建物解体撤去工事 . . .一式・外構解体撤去、改修工事 . . .一式
変更の理由	<p>想定していた基礎形状よりも、実際の基礎形状が大きかったこと及び解体建築物の地中から埋設物(PC杭の端材φ350程度)が多数発見されたことから、これらの撤去の必要が生じたため</p>

年 度	令和2年度
工 事 番 号	第20000138号
工 事 名	今福神前線道路改築工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	作業土工 一式 撤去工 一式 排水工 一式 付帯工 一式
変更の理由	無筋構造物とりこわしが有筋構造物に変更となり、 数量が減少した。また、排水施設が必要となったこと から集水柵を追加工事としたため。

工 事 番 号	第20000158号
工 事 名	有功分団防災倉庫新設工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>■有功分団防災倉庫新設工事 【新築】 軽量鉄骨造 平屋建て 延床面積32.4㎡ ・ 建築工事・・・一式 ・ 電気設備工事・・・一式</p>
変更の理由	<p>地質調査の結果、地盤の杭補強工事が必要になった。また、掘削時に地中障害物が出現し、それを撤去する必要が出てきたため。 地元要望により、既存倉庫の備品類撤去、水路横の柵の補強、新設階段のスロープへの変更が必要になったため。</p>

年 度	令和3年度
工 事 番 号	第20000176号
工 事 名	前代川護岸改修関連工事その5
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	・法覆工 262m ² ・仮設工 1式
変 更 の 理 由	現場測量精査の結果、ブロック張面積に変更が生じ法覆工の減工。また、仮設工は大型土のうを撤去後、再利用するため運搬及び設置を増工。これらを合わせて増額変更。 (建設工事請負契約書第18条及び第19条)